



トツプアンドコア通信

【2025年4月号】

[日本経済団体連合会ホームページ](#)で公開の「仕事と育児との両立支援 事例集」が更新され、3社の事例が追加されました。「仕事と育児の両立支援」はすべての企業における重要テーマとなっており、男性の育児休業取得の促進など、従業員の仕事と育児との両立を支援するための対策を進めている企業も多いのではないのでしょうか。

令和7年4月1日より男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」の公表義務が従業員数300人超えの事業主に適用拡大されます。事例集でも「男性の育児休業取得促進」をメインテーマとする企業が多く、社内の理解促進のための具体的な取組や課題も公表されています。

従業員一人ひとりが最適な働き方を選択できる環境の整備や長時間労働の抑制、子育て中の従業員に限らず、短時間勤務制度や短時間勤務者のフレックス勤務制度を導入、従業員のライフステージや働き方に対応した配置と支援の枠組など、働き方改革も重要テーマとされています。自社の対策策定の参考にしてください。



■「育児・介護休業法のあらまし」令和7年3月作成版に更新

改正法の全体像の解説パンフレット「育児・介護休業法のあらまし」が更新されました。

令和6年改正育児・介護休業法のポイント再確認！

(施行期日：令和7年4月1日、令和7年10月1日)

<施行期日：令和7年4月1日>

1 子の看護休暇の見直し・介護休暇の取得要件の緩和

労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定が撤廃

2 育児のための所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

令和7年3月31日まで
3歳未満の
子を養育する労働者



令和7年4月1日～
小学校就学前の
子を養育する労働者

3 育児のための所定労働時間の短縮措置の代替措置追加 *テレワークを追加

4 育児・介護のためのテレワーク導入を努力義務化

5 育児休業等取得状況の公表義務適用拡大

令和7年3月31日まで
常時雇用する労働者数
1,000人超の事業主



令和7年4月1日～
常時雇用する労働者数
300人超の事業主

6 介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認等の措置

- (1) 介護休業、介護両立支援制度等を利用しやすい雇用環境整備
- (2) 介護離職防止のための個別周知・意向確認
- (3) 介護に直面する前の早い段階での情報提供



<施行期日：令和7年10月1日>

7 柔軟な働き方を実現するための措置等

(1) 柔軟な働き方を実現の措置 (2) 柔軟な働き方を実現措置の個別周知・意向確認

【選択して講ずべき措置】

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

※②と④は、原則時間単位で取得可能とする必要があります

8 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

- (1) 仕事と育児の両立に関する**個別の意向聴取**
- (2) 聴取した労働者の**意向についての配慮**



■教育訓練の受講で解除される給付制限（2025年4月～）

リ・スキリングのために教育訓練等を受ける場合、失業給付（基本手当）受給時の**給付制限が解除**され、**待期間満了後すぐに失業給付の受給が可能**になります。事業主からも伝えることが望ましいでしょう。

現在、自己都合（正当な理由なく）退職すると**失業給付の受給まで制限期間**が設けられています。

2025年3月31日以前退職 給付制限：原則2か月

ただし、退職日～遡り5年以内に2回以上、自己都合退職した場合 給付制限：3か月

令和7年4月以降 給付制限が解除される受給者とは？

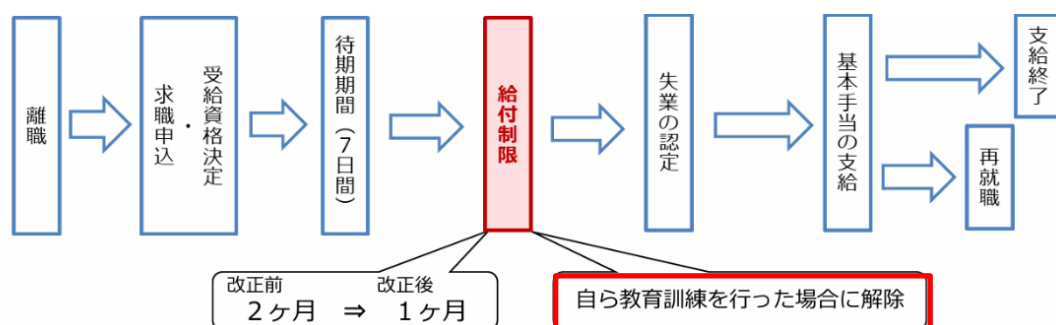
以下①～④いずれかの教育訓練等を**離職日前1年以内、または離職日以後に受けている**

2025年4月1日以降に受講を開始のものに限る（途中退校は該当せず）

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

・離職前1年以内に教育訓練を受けたことがある場合 ⇒ **待期間満了後から給付制限が解除**

・離職日以後に教育訓練を受ける場合 ⇒ **受講開始日以降給付制限を受けない**



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿セントラルビル 46 F TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP ㊦-名古屋 7F TEL：052-589-8753

E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

